

家族ぐるみで力を出しあう 話しあいやスポーツも

— 毎月 第三 日 曜 日 —

家庭の日

家庭は人間形成の基盤であり、健全な青少年を育成するには、まずよい家庭環境をつくる必要があることである。このために、家庭のなごやかな雰囲気を通過して、家族関係の融和をはかり、お互いに理解しあうことが大切である。こうしたため、県内のすべての家庭が、毎月の一回「家庭の日」を実施する。

最も効果的な実施方法としては、年間の協議会や教育委員会が中心になり、各種団体や報道関係者が協力して推進しようとする。「家庭の日」の実施の目的である。この運動には、市町村の行政機関はもとろんその実施機関である幼稚園、学校、公民館、警察、それに婦人団体、PTA など社会教育関係団体、社会福祉団体、産業経済団体、新聞社や放送局などマスコミ機関など多くの機関が参加し、いっしょに協力して実施しようとする。この運動は、県内を広く展開し、わが町を「家庭の日」の町にする。これを契機として、毎月一回「家庭の日」を実施する。

【第 98 号】
昭和 40 年 11 月 15 日 発行
非 売 品
発行所 国見町公民館
発行人 佐藤 善次郎
編集人 鈴木 美 眞
印刷所 宇佐美印刷所

が親から認められ、親子ともから信頼されることになる。家族全員で楽しみあう。(クレーンゲーム)のどきま、おもちゃの本を朗読することなど楽しめよう。

- 家族全員で運動する。
- (スポー) 子ども、年令その他の事情によっても違うが、水泳、釣り、きのことりスキー、ボール投げその他ちよとしたゲームやドッジボールなどいろいろある。
- 家族全員で話し合う。
- (作業) 大掃除、花たんづくり、工作など、みんなが力を出して、ひとりの仕事をしてみる。こうした体験の励みと承認によつて、各々の承認によつて育つのである。
- その他 親子がそれぞれの考えを、子どもは親からの考えなどをきき、親は子どもの考えをきき、お互いに理解し、協力しあう。相互に理解し、協力しあう。相互に理解し、協力しあう。相互に理解し、協力しあう。

(リク用) 明るく正しい 選挙小唄

「お座敷小唄」の替唄
替詞者 和知謙

- 一、国政の議員の選挙でも町の議員の選挙でも選挙に変わりはあるじやなし
- 二、好きて好きてはな同し清き一票はみな同じ
- 三、死ねば好きな候補でも義理人情しや投票せぬホンに役立つてなまきや三、わたしはあんまり知らぬとて短気おこしてこの選挙
- 四、ひと目見たと好きになり金のあるのにはだされてよんでおればよりよくに選挙違反の人となり
- 五、どうかしたかと肩手を目にはいびいて涙ため目にはいびいて涙ため
- 六、誰にしようか迷ったが唄の文句やないけれど金も物もやないわあなた一人がほしいのよ

(作者 和知謙氏 県教委事務局社会教育課)

三日前日に実施するということをきかればよい。各種の事情で三日曜日にやること困難な地域や家庭では、別に適当な日を定めよう。

「家庭の日」を実施するにあたり、各種団体機関の役割は、以下のとおりである。

- (1) 部活動では「家庭の日」の実施を申しこんだ実態をどのようにして進捗状況を発表しあわせるようにする。
- (2) PTA、婦人団体では、地域住民や会員相互間で「家庭の日」の実施を申し合わせ、また、それぞれの実施状況を報告しあわせる。
- (3) 各学校、幼稚園では、児童生徒に対して事前に「家庭の日」の予告をしたり、事後に各家庭の実施状況を発表しあわせるようにする。
- (4) PTA、婦人団体では、それぞれ推進の組織を広げ、手配を通して「家庭の日」の周知を計り、実施意欲を高めるとともに、研究協議の機会を設ける。

つたりして、効率的な実施をはかる。

- (5) その他の機関、団体では毎月の三日曜日に各種の行事を行わないようにする。
- (6) 各実施機関、団体ではそれぞれ推進の組織を広げ、手配を通して「家庭の日」の周知を計り、実施意欲を高めるとともに、研究協議の機会を設ける。

成人者名簿

(昭和四十一年生)

昭和三十九年

昭和三十九年

昭和三十九年

出して消すより出さぬがてがら

そなえば万全

消防団の秋季点検

消防団の秋季点検は十月二十四日午前九時より秋季点検を実施し、火災多発期に対する備えを固めた。点検官及び来賓は十数名の消防車に分乗して役場前を出発、藤田団区路上に整列する団員を観閲。ついで藤田小学校庭で通称点検を列行進など日頃の訓練ぶりを覧し、講評、訓辭、表彰状を授け、米賀祝状などを受け、米賀祝状を受けたもの次となり、消防団長官より、(永年勤続退職団員) 齋藤美、佐久間孝雄、佐藤平



- 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年
- 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年
- 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年
- 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年
- 昭和三十九年 昭和三十九年 昭和三十九年

昭和三十九年生れの方へ

老令年金は大丈夫?

老令年金を受けるためには、残っていませんので未加入者六〇才まで二五年以上、かけ金ははいつくにも加入してかけ金をかかればなりません。金をするか、免除を受けるか、あなたは、これか六〇才にしておかないと永久に老令年金受けることはできません。

昭和三十九年十月三日(金) 午後四時前から

一、日時 昭和三十九年十月三日(金) 午後四時前から

二、場所 国見町役場

三、相談内容

家事関係、離婚ならびに夫婦間の調整、親子、兄弟関係、扶養、相続に関する事、家庭内、親族間のもめごと等すべての問題について

民事関係、金銭の貸借、土地、家屋、農地、損害賠償等、民事関係全般に関する問題

四、相談担当者

弁護士、調停委員、裁判所書記官等

主催……… 福島調停協会

後援……… 福島地方裁判所

成人者名簿

(昭和四十一年生)

昭和三十九年

昭和三十九年

昭和三十九年

昭和三十九年

昭和三十九年

昭和三十九年

昭和三十九年

昭和三十九年

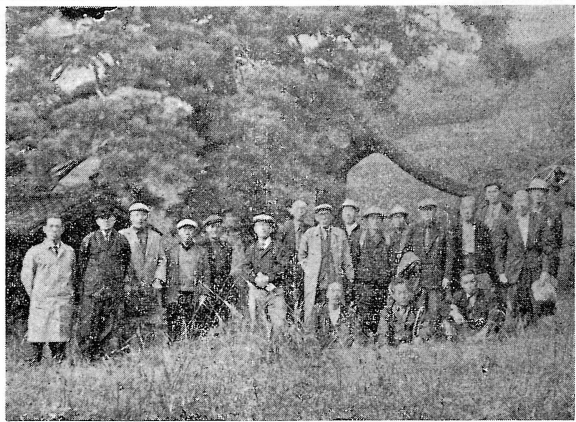
昭和三十九年

昭和三十九年

◎十二月一日史跡を訪ねて歩く会 町民皆さんのご参加を歓迎します(記事をごらんください)

史跡を訪ねて(第一回)

われわれの郷土国見町はど... 雨はあがって秋色正にたいな... 朝、まことに快適なハイキ...



週末一日である。昨日の雨はあがって秋色正にたいな... 朝、まことに快適なハイキ...

老人に語り合う機会を

人間とは語り語られ... ずにはいらぬ動物... 乳児は五、六か...

であろう。筑紫の海岸に... 水城(元寇の際に築かれた... 四角を測りて見学者も多...

家庭の日など話し合う

十一月十日午前十時から... 場日本間で、町内各種婦人...

保存と活用に努めよう

十一月一日から七日迄... 文化財保護法に準じて... 文化財保護法に準じて...

文化財は国民的財産

国では、これらの文化財... を保存し、かつ、その活用... 向上に努むるべし...

雲がかれば雨が降るとか... 老人の経験に学ぶが心... 世の中が現在のように科...

(1) 婦人の集いについて... 七月一日、政治と健康の学... 習で、内容は大人も楽し...

史跡を訪ねる(第二回)... 日時 十二月一日(水)... 午前九時後場集合出...